

studio MEの利用規約

第1条（定義）

本会則によって定める条項はピラティススタジオstudio MEが運営する全ての施設（以下、総称して「本スタジオ」といいます。）に適用されるものとします。

第2条（目的）

本スタジオは、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条（会員制度）

1. 本スタジオは、会員制とします。
2. 会員による本スタジオの利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
3. 本スタジオの利用者は本会則に基づく入会契約を締結するものとします。

第4条（入会規約）

1. 本会則に基づく入会資格は、次のとおりとし、いずれかの資格を満たさない方は原則として入会することができません。
 - (1) 各会員種別において資格を満たす方。
 - (2) 健康状態に異常なく、医師等により運動を禁じられておらず、本スタジオの諸施設の利用に堪え得る健康状態である方。
 - (3) 本会則に同意いただいた方。
 - (4) 暴力団関係者でない方。
 - (5) 18歳以上の女性である方。
2. 会員は本スタジオに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の何れの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 暴力、暴力的な要求行為、宗教団体への勧誘、個人思想の共有。
 - (2) 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または本スタジオの業務を妨害する行為
3. 本スタジオは、会員が本条の一つでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、会員との契約一切を解除することができます。

第5条（入会）

- (1) 入会希望者が本会則を確認し、所定の入会申込手続きを行い、規定の会費を納入して、入会を承認された方を本スタジオの会員とします。
- (2) 全てのチケットプランは事前クレジット決済でのお支払いとなります。
- (3) スタジオで所定のお支払い方法でのみ支払うことができます。
- (4) レッソンはすべて完全予約制です。

第6条（諸会費・諸料金）

- (1) 会員は、本スタジオが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また、諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正などにより消費税率が変更される場合は、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は本スタジオが定めた方法で差額を負担するものとします。
- (2) 諸会費・諸料金の金額・支払時期・支払方法などは本スタジオがこれを定めます。
- (3) 会員は、プランの有効期限までに本スタジオを利用するものとし、有効期限が切れた場合はどんな理由があっても本スタジオは利用できません。
- (4) 会社は本スタジオの運営上必要と判断した場合また経済情勢などの変動に応じて、会員種別の改廃、もしくは、諸会費・諸料金などの金額を変更することができ、施設内への掲示などにおいて告知するものとします。
- (5) 一旦納入いただいた諸会費・諸料金などは、法令の定め、または、本スタジオが認める理由がある場合のみ返還いたします。

第7条（退会）

- (1) 会員が自己都合により退会する場合は、チケットの残数があっても有効期限内であってもチケットの購入する際にお支払い頂いた料金を返金することは出来ません。一部返金も同じく出来ません。

第8条（休会）

会員が自己都合により休会を希望する場合においても、チケットの残数があっても有効期限内であってもチケットの購入する際にお支払い頂いた料金を返金することは出来ません。一部返金も同じく出来ません。

第9条（会員権利の譲渡・相続・貸与）

本スタジオの会員権利およびチケットは第三者に譲渡・貸与・質権その他の担保設定をすることはできません。

第10条（会員権利の喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員権利を喪失します。

- (1) 退会手続きが完了したとき。
- (2) 本スタジオにより除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡したとき。
- (4) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申出があった

とき。

第11条（当社の免責）

1. 会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本スタジオに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員が本スタジオの諸施設の利用中または利用後に心身に障害を生じ、または事故等が発生した場合であっても、本スタジオ及び施設スタッフは、故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、本スタジオは本スタジオに故意または重大な過失がある場合を除き一切関与しません。
4. スタジオ内での盗難・紛失に関して、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、本スタジオは責任を負いません。

第12条（会員の賠償責任）

会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本スタジオまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第13条（禁止事項）

1. 会員は、本スタジオ内および本スタジオ近隣地域にて次の各号に該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本スタジオをSNSを含み誹謗中傷すること
 - (2) 他の方や施設スタッフに触れる暴力行為、類似行為の行為
 - (3) 大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
 - (4) 他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
 - (5) 本スタジオの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。
 - (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけるなどの行為。
 - (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
 - (8) 痴漢・のぞき・露出、法令や公序良俗に反する行為。
 - (9) 刃物など危険物の本スタジオへの持ち込み。
 - (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - (11) 高額な金銭、貴重品の本スタジオへの持ち込み。
 - (12) 本スタジオの秩序を乱す行為。
 - (13) その他、本スタジオが会員としてふさわしくないと認める行為。
2. 前項に加えて、オンラインレッスンにおいて次の各号に該当する行為を禁止します。
 - (1) URLおよびパスワードを第三者に教える、および公衆の縦覧に供する行為。
 - (2) 全部または一部を問わず、オンラインレッスンによって提供される情報を、私的利用その他著作権法によって明示的に認められる場合を除き、当社の同意なく、複写、再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、送信、送信可能化、改変、翻案、翻訳、貸与またはこれらの目的で利用もしくは使用するために保管する行為。

第14条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、本スタジオは、諸施設の全部または一部の一時的閉鎖、もしくは一時的休業をすることができます。

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業による場合。

第15条（施設の閉鎖（店舗統合））

本スタジオは、施設の全部または一部を閉鎖することができます。事前に予定されている場合は、原則1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

第16条（チケット料金について）

チケット料金は変更されることがあります。

第17条（会則の改定）

本スタジオは会則などの改定をすることができます。尚、改定を実施するときは、本スタジオは1ヶ月前までに会員に告知することとし、改定した会則などの効力は、全会員に及ぶものとします。

第19条（告知方法）

1. 本会則に関する問い合わせその他会員から本スタジオに対する連絡または通知、及び本会則の変更に関する通知その他本スタジオから会員に対する連絡または通知は、会社の定める方法で行うものとします。
2. 本スタジオが登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第20条（その他）

本会則において特に定めのない事項については、会社ホームページ、本スタジオなどに掲示された、会社、本スタジオが定める事項が適用されるものとします。☯